

国際比較からみた日本の都市財政の問題点

M-1 M13UB552 守島正

日本の都市財政の問題を整理するに当たり、まず諸外国の地方政府の歳入や税制度の要点をまとめる。

<アメリカ>

州＝消費・地方＝財産（連邦政府＝所得）に対する課税が多く、州ごとの独自性が高い。連邦政府や州間による財政調整制度はなく、州内の自治体間で調整が行われる。

<イギリス>

地方歳入のうち、国からの補助金が紐付き・紐なし合わせて6割を超えるように、国の裁量が高い。カウンシルタックスという土地・建物一体の固定資産税が地方税としての主になる。

<ドイツ>

旧西ドイツ地方は租税収入が高く・旧東は国からの補助金が主だが、補助金に地方裁量がある。税収の内訳としては、営業税・所得税・売上税といった所得や消費にかかる共通税が主になる。共通税の配分・州間の財政調整・連邦補充交付金制度等が細かくインセンティブが働くように設定

<フランス>

およそ半額が地方の租税収入であり、内訳として財産課税が約6.5割・売上課税が約2.5割とほとんど。都市部に税収が集中するため、都市間（FNGIR）や国・地方（DGF）などで財政調整を行う。

<スウェーデン>

地方歳入では地方税の割合が高く、そのほとんどは所得課税による。国によるきめ細やかな財政調整制度をもち、地方政府の歳出規模も中央政府に匹敵する。

このように、各都市により地方の財政制度というのは各々異なるが、地方の歳入のうちアメリカのように州による自主権が強い都市、旧西ドイツやフランスやスウェーデンのように租税割合が高い都市、イギリスや旧東ドイツのように国からの補助金が多いがその中で、一定の地方裁量を持つ都市などがみられる。

日本の都市財政として、政令市を例にあげると、2010年度で地方歳入の内訳における、租税収入は4割とやや低いですが、それに次いで国庫支出金や地方交付税といった紐付きの補助金が2割以上、加えて地方公共団体の事務については国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在するため、地方政府による裁量というものは国際比較からしても極めて小さい。

このように地方裁量が少ないことに加え、現状の地方交付税交付金制度の制度上の問題、諸外国の都市で見られる売上税・消費税といった財源が少ないことなどにより、自治体が歳出を増やしたり、歳出を減らしたりするインセンティブが低い体質や遍在性の高い安定的な税源が不足していることが、日本の都市財政の問題と言える。

そのため、日本の都市財政の問題を解決するために、歳入における地方の裁量や安定性を高めながら、持続的に自立でき、かつ都市が努力するインセンティブを保てる制度づくりが必要となる。